

平成 29 年度 佐賀県サービス管理責任者等研修実施要綱

1. 研修の目的

障害のある方の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などの総合的かつ適切なサービスの提供を確保するため、サービス管理責任者等の養成と資質の向上を目的とします。

2. 実施主体

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会

3. 研修日程

研修の日程は下記のとおりとします。(カリキュラムは別紙 1 参照)

※ これまでに修了された方が他の分野を受講される場合でも、3 日間 (12 月 7 日の全分野共通) の受講が必要となります。

期日		分野	障害福祉サービス	会場
1 日目	12 月 7 日 (木)	全分野共通	全種別	佐賀市文化会館 イベントホール
2 日目 ・ 3 日目	12 月 14 日 (木) 15 日 (金)	地域生活 (身体障害)	自立訓練(機能訓練)	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会館 研修室
	12 月 21 日 (木) 12 月 22 日 (金)	地域生活 (知的・精神)	自立訓練(生活訓練) 共同生活援助	
	平成 30 年 1 月 11 日 (木) 1 月 12 日 (金)	介護	療養介護 生活介護	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会館 研修室
	1 月 18 日 (木) 1 月 19 日 (金)	就労	就労移行支援 就労継続支援 (A 型・B 型)	佐賀県 教育会館 大会議室
	1 月 25 日 (木) 1 月 26 日 (金)	児童	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援	

4. 受講対象者及び定員

- (1) 研修時間は次の (ア) から (ウ) の合計 19 時間とします。
 - (ア) サービス管理責任者等の役割に関する講義 (6 時間)
 - (イ) 分野別のアセスメントやモニタリングの手法に関する講義 (3 時間)
 - (ウ) 分野別のサービス提供プロセスの管理に関する演習 (10 時間)
- (2) 受講対象者は、次の (ア) 又は (イ) に該当する者とします。
 - (ア) ①「相談支援従事者初任者研修 (※5 日間の研修)」を修了した者
 - ②「相談支援従事者初任者研修 (講習 2 日分)」を修了した者
 - ③ 今後①又は②の研修を受講する予定の者
 - (イ) これまでにサービス管理責任者研修を修了した者で他の分野の受講を希望する者
- (3) 受講者定員は、全分野共通 250 名、身体障害 30 名、知的・精神 40 名、就労 70 名、児童 80 名、介護 50 名とします。
- (4) 受講定員を超える応募があった場合は、7 の受講決定の優先順位により受講者を決定

します。

5. 受講費

1分野18,000円

※ 複数の分野の受講を希望する場合、2分野目からは1分野につき12,000円とする。なお、受講料にはテキスト資料代も含まれます。

【注】 受講費の支払い方法は、受講決定通知書とともに受講者へ通知します。

6. 受講申込

受講を希望する方は、所定の様式(別紙2)申込書の受講申込書に必要事項を明記の上、平成29年11月17日(金)【当日消印有効】までに公益社団法人 佐賀県社会福祉士会へ、郵送または持参ください。(FAX、メールは不可とします。)

※上記期限後の申込書は受付ません。

7. 受講決定の優先順位

受講決定の優先順位については、次の①～③とします。

受講の可否については、受講申込締切後に受講決定を行い、11月下旬頃に、別途「受講決定通知書」を送付します。

- ① 佐賀県内の指定障害福祉サービス事業所、各障害児通所・入所支援事業所等に所属している者
- ② 佐賀県内の在住者で、今年度、または来年度において佐賀県内の指定障害福祉サービス事業所、各障害児通所・入所支援事業所等で勤務しようとする者
- ③ 上記①及び②以外の者(他都道府県の障害福祉サービス事業所、各障害児通所・入所支援事業所等に所属する者)

8. キャンセル

(1) キャンセル手続

研修キャンセルの連絡は、別途「キャンセル依頼書」にてFAX又は郵送でお願いします。手続き方法については、佐賀県社会福祉士会 担当 徳山(0952-36-5833)までお問い合わせください。

キャンセルを受付けた旨と受付内容に対する回答は、原則受付け後5日以内に電話にて行います。

(2) キャンセル料

受講のキャンセルにおけるキャンセル料は、以下の通りです。

- ・ 受講決定通知から研修日の5日前迄 1,000円(手数料)
- ・ 研修日の4日前以降 受講費の100%(返金無し)

※ 受講費の振込をしていない状況の場合は、キャンセル料は発生しません。

(3) 返金方法

返金は、別途ご指定いただいた口座へキャンセル料と振込手数料を差し引いた額を振込みます。

9. 修了証書の交付等

(1) 本会会長は、入金期日までに受講費の入金確認ができた受講者に、研修最終日に修了者

に対し修了証書、領収書を交付します。

(2) 研修修了者の名簿を作成し、管理します。

1 0. 研修課題

一部の分野については、演習（2～3 日目）にあたり、研修課題を提出していただきます。提出していただく課題の様式や提出期限は、受講決定通知の際に改めてお知らせいたします。
※提出期限までに課題の提出がないときは、研修修了の認定を取り消しますのでご注意ください。

1 1. 研修講師

研修講師は、原則、国が実施する指導者養成研修を修了した者を中心として行います。

1 2. 研修修了の認定方法

午前・午後毎に出欠をとり、全科目出席を条件に研修修了の認定を行います。
各研修とも遅刻は15分までとし、遅刻、早退、欠席した場合は、研修修了とは認められません。

1 3. 開講時期

国が行う全国研修が修了した後、当該年度内に1回開講します。

1 4. 受講テキスト

テキストは、サービス管理責任者指導者等養成研修（平成28年9月14日から9月16日）で使用されたものを用います。またインターネットで「サービス管理責任者等指導者養成研修会資料の公開について」で検索すれば内容を確認できます。

1 5. サービス管理責任者等研修等の要件

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になるためには、3～10年の実務経験及びサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修（相談支援従事者初任者研修のうちサービス管理責任者要件研修含む）の修了が要件になります。サービス管理責任者等の実務経験等に関するお問い合わせは、佐賀県健康福祉部 障害福祉課（0952-25-7064）へお願いします。

1 6. その他

この研修に関して疑義が生じた場合は、佐賀県 健康福祉部 障害福祉課と協議し、決定します。

1 7. 受講申込書提出先、問い合わせ先

(1) 提出先、問い合わせ先

〒849-0935 佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15番3号
公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 担当 徳山・三角 宛
TEL : 0952-36-5833

(2) 受講申込書締切

平成29年11月17日（金）【当日消印有効】

※上記期限後の申込書は受付ません。